

情報科学芸術大学院大学附属図書館学外利用者取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、情報科学芸術大学院大学附属図書館利用規程(以下「利用規程」という。)第2条第2項の規定に基づき、情報科学芸術大学院大学附属図書館(以下「図書館」という。)における学外者の図書館利用の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる学外者は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー(以下「アカデミー」という。)の職員(非常勤の教員を含む。)
- (2) アカデミーの学生(研究生を含む。)
- (3) 情報科学芸術大学院大学(以下「本学」という。)が招聘したアーティスト・イン・レジデンス
- (4) その他館長が特に必要と認めた者
(アカデミー関係者の利用方法)

第3条 前条第1号及び第3号に規定する者の利用方法は、本学の職員の例により、第2号に規定する者の利用方法は本学の学生の例による。

(アカデミー関係者以外の利用方法)

第4条 第2条第4号に規定する者の利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧(視聴覚資料の利用も含む。)
- (2) 情報検索
- (3) 文献複写

2 前項に定めるもののほか、館長が必要と認めた場合には、図書館資料の貸出を受けることができる。

3 前項の規定による貸出の冊数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 貸出冊数 5冊
- (2) 貸出期間 2週間

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。